

重要事項説明書

【レクリエーション傷害保険】【施設入場者傷害保険】を
ご契約いただくお客さまへ

レクリエーション傷害保険および施設入場者傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。

ご契約者と被保険者の方が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要…保険の内容のご説明

注意喚起情報…特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は弊社ホームページ (<https://www.nisshinfire.co.jp/>) のインターネット約款または「ご契約のしおり」をご参照ください。
ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社にお問合せください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み…契約概要

①商品の名称

- ・レクリエーション傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約付帯 日常生活傷害補償保険）
- ・施設入場者傷害保険（施設入場者の傷害危険補償特約付帯 日常生活傷害補償保険）

②商品の仕組み

レクリエーション傷害保険、施設入場者傷害保険は、それぞれ行事参加者または施設入場者を被保険者とする団体契約専用商品です。日常生活傷害補償保険普通保険約款に次の特約をセットします。

商品名	基本補償特約・セット特約	自動的にセットされるその他の特約
レクリエーション 傷害保険	基本補償特約（日常生活型） ＋行事参加者の傷害危険補償特約	・ 包括契約に関する特約（確定保険料方式）※包括契約の場合 ・ 通信販売に関する特約（インターネット用）※Web でお申込みいただく場合 ・ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ・ 危険運動補償特約
施設入場者 傷害保険	基本補償特約（日常生活型） ＋施設入場者の傷害危険補償特約	

③被保険者の範囲

商品名	被保険者の範囲
レクリエーション傷害保険	行事参加者（注1）全員
施設入場者傷害保険	施設入場者（注2）全員

（注1）行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、保険契約者が備え付けている名簿等において被保険者として氏名が記載された方をいいます。

（注2）入場券等により施設に入場していることが確認できる方をいいます。なお、施設に勤務している従業員等（アルバイトを含みます。）および興行または職業として施設を利用する方は、被保険者に含まれません。

(2) 基本となる補償等

①基本となる補償…**契約概要** **注意喚起情報**

「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者がケガ^(注1)をした場合に保険金をお支払いします。

(注1) ケガには、日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。以下同様とします。

商品名	特約	特約の概要
レクリエーション傷害保険	行事参加者の傷害危険補償特約	被保険者が次の①または②の間にケガをした場合に、保険金をお支払いします。 ① 行事 ^(注2) に参加するため、所定の集合場所に集合した時から所定の解散場所で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間。ただし、宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。 ②所定の集合場所・解散場所と、被保険者の住居との通常の経路を往復する間。ただし、契約者が備え付けている資料で集合場所・解散場所を確認できる場合に限りします。 (注2) 補償対象とする行事をいい、行事開催日当日以外の日に行う、行事のための準備・片づけ等の作業を含みます。
施設入場者傷害保険	施設入場者の傷害危険補償特約	被保険者が施設に入場した時から退場するまでの間に施設内でケガをした場合に、保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	◇疾病・心神喪失によるケガ（例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など）
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	◇妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ ◇頸部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛等で医学的他覚所見のないケガ
入院保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合に、180 日を限度に入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。	◇ピッケル等登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング（スポーツクライミング ^(注3) を除きます。）などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。 ア. 入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額×10 倍 イ. ア. 以外の手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額×5 倍 ただし、1 回の事故につき事故の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限りします。	(注3) 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。
通院保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診・訪問診療およびオンライン診療を含みます。）した場合に、30 日を限度に通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。	◇オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等

②保険金額の設定…**契約概要**

保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。
また、保険金額・日額には、引受の限度額があります。

※保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。

公的保険制度の概要については、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

③保険期間および補償の開始・終了時刻…**契約概要** **注意喚起情報**

・保険期間：1年間（ご契約時に行事開催日または施設開場日が確定している場合は、開催日または開場日の期間に合わせた設定も可能です。ただし、1年を超える設定はできません。）

・補償の開始：始期日の午前0時

・補償の終了：満期日の午後12時

※ 行事の開催日または施設の開場日が満期日の午後12時を超える場合は、あらかじめその翌日を含めて保険期間を設定してください。また、行事のための準備・片づけ等の作業も補償する場合は、作業日も含めて保険期間を設定してください。

※ 開催日（順延日を含みます。）または開場日が客観的に確認できる、計画表・予定表等の作成・備付が必要です。

（３）保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み…**契約概要**

保険料は、保険金額、保険期間、被保険者数等によって決定されます。

②保険料の払込方法…**契約概要** **注意喚起情報**

保険料はキャッシュレスで払い込むことができます。

ただし、ご契約内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	
口座振替、コンビニ払、請求書払	（いずれも一時払のみ）

※Webでお申込みの場合は、コンビニ払^(注)または請求書払のみとなります。

（注）保険料が30万円を超える場合はご利用できません。

＜現金払の場合＞

保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い…**注意喚起情報**

保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を保険証券記載の払込期日（初回保険料の払込みに関する特約をセットする場合、保険始期日の属する月の翌月末日）までに払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以後に発生した事故については保険金をお支払できません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。

（４）満期返れい金・契約者配当金…**契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

（１）告知義務…**注意喚起情報**

保険契約者または被保険者にはご契約締結時に弊社が告知を求めた事項（告知事項）を正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。保険契約申込書等に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

【主な告知事項】 申込書等に★または☆が付いた下記の項目です。^(注)

- ・被保険者数（行事の参加者数、施設の入場者数）
- ・他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます。）・共済契約の有無（有の場合はその内容）

（注）Web サイトでは★または☆ではなく、告知事項である旨記載しています。また、他にご加入の傷害保険契約等がある場合には、Web ではお申込みいただけません。取扱代理店までご連絡ください。

（２）クーリングオフ（申込撤回または契約解除）…**注意喚起情報**

レクリエーション傷害保険および施設入場者傷害保険は、保険期間が１年以下のため、ご契約のお申込後に、クーリングオフ（お申込の撤回または契約の解除）を行うことはできません。

（３）死亡保険金受取人…**注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約締結後におけるご注意事項

（１）変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項…**注意喚起情報**

次の事実が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

- ・保険証券記載の住所を変更した場合

（２）解約返れい金…**契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することがあります。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、弊社からご契約を解除することがあります。

（３）被保険者からの解約…**注意喚起情報**

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、一定の条件を満たす場合には、その被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約（その被保険者に係る部分に限ります。）を求めることができます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

（４）レクリエーション傷害保険における行事中止（延期）の場合の取扱いについて

あらかじめ行事の順延日を設定しない場合で、天候等の事由により当該行事が中止または延期となった場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

（１）お客さま情報の取扱い…**注意喚起情報**

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱い商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細につきましては、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

(2) 重大事由による解除…**注意喚起情報**

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に対して詐欺を行った場合 など

(3) 保険会社破綻時等の取扱い…**注意喚起情報**

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、弊社の傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となります。詳細については、弊社ホームページ (<https://www.nisshinfire.co.jp/>) をご参照ください。

(4) 契約締結に関するその他注意事項…**注意喚起情報**

- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- 複数の保険会社による共同保険契約をご締結いただく場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(5) 保険金の請求

この保険契約で補償される事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり」に記載の保険金請求書類等をご提出いただく場合があります。

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人の方（配偶者（法律上の配偶者に限ります。）、3親等内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。

(6) 継続契約

保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、契約を継続できないことがあります。

5 用語および略称の説明

用語	説明
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	オプションとなる補償内容等、普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に、弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	普通保険約款およびセットされた特約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。

<弊社の相談・苦情・連絡窓口> お客さま相談窓口

フリーダイヤル **0120-17-2424**

〔受付時間 9:00～17:00（平日）〕

<事故のご連絡> 日新火災事故受付センター

フリーダイヤル **0120-232-233**

〔受付時間 24 時間・365 日〕

<ご契約内容に関するご質問やご相談など>

日新火災テレホンサービスセンター

フリーダイヤル **0120-718-268**

〔受付時間 9:00～18:00（平日）

9:00～17:00（土日祝）〕

<指定紛争解決機関>

注意喚起情報

そんぽADRセンター

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談（自動車保険および自賠責保険のご説明や保険金請求手続のご案内など）に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

詳しくは、同協会のホームページ

（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。

ナビダイヤル

（全国共通・通話料有料） **0570-022808**

〔受付時間 9:15～17:00（土日祝および 12/30～1/4 除く）〕

2023 年 2 月作成版